

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	後期高齢者医療保険事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南あわじ市は、後期高齢者医療保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

南あわじ市長

## 公表日

令和7年8月25日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</li><li>・資格確認書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務</li><li>・後期高齢者医療給付の支給に関する事務</li><li>・保険料の賦課、徴収に関する事務</li></ul> <p>(付)還付金の支給に際して、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が令和4年1月に施行され、申請者が公的給付支給等口座情報(以下「公金受取口座情報」という。)の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録システム(デジタル庁)や番号連携サーバから当該申請者の公金受取口座情報を入手して振込等の事務処理に利用することが可能になる。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"><li>1 後期高齢者医療保険システム(日本電子計算)</li><li>2 兵庫県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(広域連合標準システム)</li><li>3 団体内統合宛名システム</li><li>4 中間サーバGW</li><li>5 中間サーバー</li></ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル ①資格 ②給付 ③賦課 ④収滞納	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号)第9条第1項 別表の85項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 実施する</li><li>2) 実施しない</li><li>3) 未定</li></ul>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表115、117の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 長寿・保険課
②所属長の役職名	市民福祉部 長寿・保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南あわじ市市民福祉部長寿・保険課 〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1 0799-43-5257
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南あわじ市市民福祉部長寿・保険課 〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1 0799-43-5257
9. 規則第9条第2項の適用	
[ ]適用した	

適用した理由

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2) 又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[      ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠			
	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場合は、職員のダブルチェックを確実に行い、最後に所属長の確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。		
9. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[      ] 内部監査	[      ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策			[      ]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>		
当該対策は十分か【再掲】	[      十分である      ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務を実施する担当者については、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、システムへのアクセス権限付与の申請を必須としており、所属長及び情報課の承認を得た場合のみ権限が付与され、他の職員はアクセスできないように設定している。人事異動等により担当者が代わる場合についても同様に権限付与及び権限削除の申請を必要とし、情報課による管理を行っている。上記申請についてはセキュリティポリシーに明記されており、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月26日	システムの名称	①後期高齢者医療保険システム(日本電子計算) ②兵庫県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(広域連合標準システム)	1 後期高齢者医療保険システム(日本電子計算) 2 兵庫県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(広域連合標準システム) 3 団体内統合宛名システム 4 中間サーバGW 5 中間サーバー	事後	記載漏れのため
平成29年3月21日	しきい値判断項目	平成27年5月1日	平成29年1月1日	事後	
平成30年3月20日	しきい値判断項目	平成29年1月1日	平成30年2月1日	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民部 市民課	市民福祉部 長寿・保険課	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民課長 西庄 登	市民福祉部 長寿・保険課長	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	南あわじ市市民部市民課 0799-43-5212	南あわじ市市民福祉部長寿・保険課 0799-43-5217	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	南あわじ市市民部市民課 0799-43-5212	南あわじ市市民福祉部長寿・保険課 0799-43-5217	事後	
平成31年3月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年2月1日	平成31年2月1日	事後	
平成31年3月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年2月1日	平成31年2月1日	事後	
令和2年3月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年2月1日	令和2年1月1日	事後	5年経過前の再実施
令和2年3月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年2月1日	令和2年1月1日	事後	
令和3年3月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日	令和3年1月1日	事後	
令和3年3月5日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日	令和3年1月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第二の80、82、83の項	番号法第19条第8号 別表第二の80、82、83の項	事後	
令和4年3月10日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	南あわじ市市民福祉部長寿・保険課 0799-43-5217	南あわじ市市民福祉部長寿・保険課 0799-43-5257	事後	
令和4年3月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	南あわじ市市民福祉部長寿・保険課 0799-43-5217	南あわじ市市民福祉部長寿・保険課 0799-43-5257	事後	
令和4年3月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和4年1月1日	事後	
令和4年3月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和4年1月1日	事後	
令和4年11月8日	I . 1. ②事務の概要	追加	公金受取口座情報取得に関する記述を追加	事後	
令和5年3月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日	令和5年1月1日	事後	
令和5年3月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日	令和5年1月1日	事後	
令和7年7月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	略 ・被保険者証、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務略	略 ・資格確認書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務略	事前	
令和7年7月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第一の59の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号)第9条第1項 別表の85項	事前	
令和7年7月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 别表第二の80、82、83の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表115、117の項	事前	
令和7年7月15日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	(新設)	[十分である]	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月15日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	(新設)	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場合は、職員のダブルチェックを確実に行い、最後に所属長の確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	
令和7年7月15日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新設)	3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事前	
令和7年7月15日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	(新設)	マイナンバー利用事務を実施する担当者については、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、システムへのアクセス権限付与の申請を必須としており、所属長及び情報課の承認を得た場合のみ権限が付与され、他の職員はアクセスできないように設定している。人事異動等により担当者が代わる場合についても同様に権限付与及び権限削除の申請を必要とし、情報課による管理を行っている。上記申請についてはセキュリティポリシーに明記されており、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	